

### 投票所について

基本的に前回の投票区・投票所と変更はありません。

ただし、次の投票区については、投票所を変更しますので、入場券で確認のうえ、お出かけください。

#### 【旧出雲地域】

- ・出雲第4投票区 / 第二中学校の旧体育館 新体育館1階
- ・出雲第20投票区 / 若宮公民館 浜二丁目加工場

#### 【旧平田地域】

- ・平田第4(灘分第1)投票区 / 灘分小学校 灘分公民館
- ・平田第5(灘分第2)投票区 / 下出来洲会場 下出来洲営農組合格納庫
- ・平田第31(伊野第1)投票区 / 西地合公民館 東地合公民館



▲入場券(見本)

### 投票所での投票のしかた

投票日 4月17日  
投票時間 午前7時から午後8時まで

#### 終了時刻の繰り上げを行う投票所

##### 【旧出雲地域】

- ・上津、稗原、朝山、乙立地区の投票所

##### 【旧佐田地域】

- ・すべての投票所

##### 【旧多伎地域】

- ・すべての投票所
- これらの投票所の終了時刻は午後7時になりますので、ご注意ください。

### 投票所の入場券

入場券は、4月13日(土)までにはがきで郵送します。選挙人1人につき1枚のはがきとなっています。

なお、入場券をなくしたり、忘れたりした場合でも、投票はできます。本人であることを確認できるものを持参し、選挙当日に投票所の職員に申し出てください。

### 選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などが掲載された選挙公報を4月14日の新聞折り込みで各家庭に配ります。

山陰中央新報、読売、朝日、毎日、産経、中国の各新聞に折り込む予定ですが、新聞を購読していないなどの理由により届かない家庭は、市役所、各支所、コミュニティセンター、公民館、広報文書の拠点配布場所に置いてありますので、お取りください。



### ポスター掲示場

市内648か所に公営ポスター掲示場を設置します。ポスターが破れたり、はがれたりしているのを見かけた人は、選挙管理委員会が各支所まで連絡してください。

### 投票日に投票に行けない人は

#### 期日前投票ができます

投票日前でも、投票日と同様に投票用紙を直接投票箱に入れることができます。ただし、投票日に次の理由などで投票所に行くことができない場合には限りません。

- ・投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある。
- ・レジャーや買物などの私用で、投票日に投票区域にいない。

#### 郵便による不在者投票

次に該当する人は郵便による不在者投票ができます。詳しくは、市選挙管理委員会へおたずねください。

##### 身体障害者手帳をお持ちの人

両下肢、体幹、移動機能の障害で1級・2級  
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害で1級・3級  
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で1～3級

##### 戦傷病者手帳をお持ちの人

両下肢、体幹の障害で、特別項症～第2項症  
内臓機能の障害で、特別項症～第3項症

##### 介護保険被保険者証をお持ちの人

要介護区分が「要介護5」

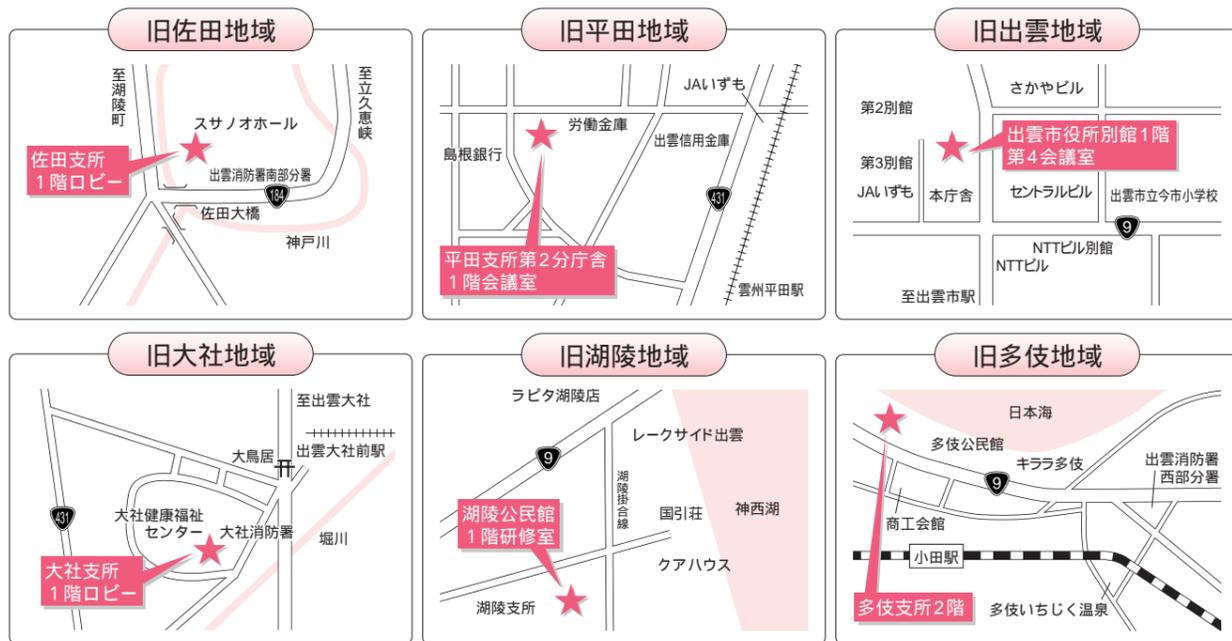
#### 病院、施設や一時滞在地での不在者投票

県の指定する病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している人は、その病院・施設などで投票できます。詳しくは、各病院・施設の担当者におたずねください。

また、長期出張などで告示日から投票日まで市内にいない人は、滞在先の市町村役場で不在者投票ができる制度があります。

手続きは告示前から受け付けますので、早めに市選挙管理委員会へご連絡ください。

### 期日前投票の場所はこちら



選挙についてのおたずねは  
**市選挙管理委員会**(TEL21-6559)

平田支所	63-5555	湖陵支所	43-1212
佐田支所	84-0111	大社支所	53-2339
多伎支所	86-3111		